

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は長尾町会と称し、事務所を長尾会館に置く。
- 第2条 本会は長尾町内に居住する者をもって組織する。
- 第3条 本会の地域は長尾1丁目から7丁目とする。
- 第4条 本会への加入は任意とする。

## 第二章 目 的

- 第5条 本会の目的は、会員の福利増進を図り、環境の整備、生活の改善及び防火・防災・防犯に努め、併せて会員相互の親睦を図り、住み良い明朗な町づくりを促進するものとする。

## 第三章 事 業

- 第6条 本会は次の事業を行う。
  - 1. 会員相互の福利増進を図り、文化生活の向上発展の為に必要なこと
  - 2. 道路、上下水道等施設及び環境の整備に関すること
  - 3. 防火、防犯等への協力に関すること
  - 4. 保健衛生に関すること
  - 5. 児童、青少年の心身の健全な発達に協力すること
  - 6. 交通安全、事故防止に協力すること
  - 7. その他、本会の目的達成に必要なこと防火活動に関する必要な事項は別に定める。

## 第四章 組織、役職、任期等

- 第7条 本会の組織は、室、部、区、委員、班、会員で構成する。
  - 1. 役職者とは、役員、部長、区長、委員を言う。  
委員とは、保護司、民生委員児童委員、主任児童委員、スポーツ推進員、青少年指導員をいう。
  - 2. 令和5年度より広報室を設置する。これに伴い令和4年4月に設立の、ホームページ立ち上げ準備室を廃止する。  
また役員には、会長、副会長（若干名）、各室長を置き、  
役員組織は、会長、副会長、総務室、広報室、会計室、監査室とする。  
必要な場合、顧問、相談役を置くことができる。  
役員は室長の兼任を妨げないが監査室長は他との兼任は不可とする。  
なお、監査室に所属する役員は、役員会等その他の業務・行事に参加すること及び発言ができる。
  - 3. 部は次の通りとし、各部に部長1名を置く。  
消防部、防犯部、行事遂行部、交通部、青少年部、文化広報部、環境美化部、レクリエーション部  
なお役員が部長を兼任することは妨げない。
  - 4. 区は各区に区長1名を置く。
  - 5. 役員、部長の任期は1期2年、委員は3年、区長は1年とする。
  - 6. 役職者は再任されることができる。  
但し会長の任期は3期6年を超えないものとする。  
顧問、相談役の任期は1期2年とする。  
但し、町会から任期継続の要請があった場合はこの限りではない。

第8条 役職者の選出は次の通りとし、総会の承認を必要とする。

1. 役員に関して、  
改選前に役員は、推薦委員会を設置する。  
推薦委員は原則として各ブロックより選出した役員以外の7名以上で構成する。  
推薦委員会は新役員（留任も含む）を選出する。  
会長が改選される場合、推薦委員会は、選出された新役員の中から  
次期会長を推薦し、役員会で審議し新会長を選出する。  
次期会長は、新役員の役職・組織等を決定することができる。
2. 部長に関して  
部長は原則として部内員の互選により選出する。
3. 委員に関して  
役員により会員から選出する。
4. 区長に関して  
区長はその区内員の互選により選出する。

第9条 役職者の任務は次の通りとする。

1. 会長は会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
3. 総務室長は町会事務、施設管理、イベント企画運営等を総括し、会館の管理運営に当たる。
4. 広報室長は町会の活動内容を会員と共有するための業務を担当及び文化活動の普及に努める。
5. 会計室長は会長の承認を得て金銭の出納に当たり、会計事務を行う。
6. 監査室長は会計年度内に一回以上の会計監査を行う、また適宜、役員の業務運営の適否を監査する。
7. 各委員は行政からの指導要領により職務を全うする。
8. 消防部長は地区消防班に協力し、併せて町会の消防活動を総括する。
9. 防犯部長は多摩区行政官庁と連絡を密にし、明朗な町づくりに努める。
10. 行事遂行部長は町会行事の遂行役としてまた、社会文化、生活の向上を図ると共に地域の保健衛生等に努める。
11. 交通部長は町内の交通安全を目的とし、常に警察と連携し事故防止に努める。
12. 青少年部長は町内青少年の社会及び家庭生活の健全なる育成補導に努める。
13. 文化広報部長は広報室との連絡を密にし、文化活動の普及に努める。
14. 環境美化部長は美化活動を推進し、生活環境事業所と連携を密にし、分別収集と減量活動に努める。
15. レクリエーション部長は町内住民相互の親睦と体力増強活動に努める。
16. 各部長は運営を円滑にするため、副部長、会計及び部員を置くことができる。
17. 区長は常に役員と連携を密にし、会員を掌握し、区全般の責に当たる。  
また、行事遂行部のイベントの遂行役として、各区より担当者を最低一名選定する。担当者とは、区長本人でも区長以外の人でも可とする。



## 第10条 懲罰

1. 次のいずれかに該当する役員に対し、町会は決議により任期満了を待たずに辞職勧告もしくは降格勧告することができる。
  - 1) 町会の金品を横領した場合
  - 2) 犯罪を起こした場合
  - 3) 町会の機密情報を外部に漏洩した場合
  - 4) 町会、近隣の風紀を乱した場合
  - 5) その他、町会運営に対し著しい不利益や迷惑をもたらした場合
2. 決議に関して  
第10条の決議は懲罰委員会を開催し、決定には委員全員の承認を必要とする。  
なお、懲罰対象の当該役員は議決権を持たないものとする。
3. 懲罰委員会の委員は役員をもって充てる。

## 第五章 会 計

- 第11条 本会の経費は、町会費及びその他の収入をもって当てる。
- 第12条 町会費は町会規程に基づき徴収し、区長は毎月末までに会計に納入する。  
なお、区費については町会費とは異なり、町会に納入する必要はなく  
区の責任で自由に使用できるものである。  
会員に特別の事情がある場合は、町会費を減免することができる。
- 第13条 本会の会計年度はその年の4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本会の事業その他の事由により運営費に不足を生じたとき、臨時会費を徴収することができる。

## 第六章 会 議

- 第15条 会議体は、総会、臨時総会、役員会、区長会（原則役職者全員）及び三役会（会長、副会長、室長）とする。  
三役会とは、会長・副会長・室長による会議体で、会長の判断で招集・開催し議題の審議・決定をすることができる。
- 第16条 総会は年一回とし、臨時総会は会長が必要と認めたとき又は会員の過半以上の要求があったとき会長が招集し、役員会は必要に応じて会長（町会代表）が招集する。
- 第17条 総会及び臨時総会の議事は、出席会員の3分の2以上の賛否により決する。

## 第七章 加入及び脱会

- 第18条 加入月の起算は、転入した月より始め、脱会は転出した月をもってする。

## 第八章 雑 則

- 第19条 本会の会員の中で家族の主たる者が事故又は災害を被ったとき、役員会の決議により見舞いその他のものを提供することができる。
- 第20条 本規約は総会に於いて出席者の3分の2以上の賛否により改廃することができる。本規約の解釈、運用については、役員会の決議により決めることができる。
- 第21条 本会会館の使用は、所定の手続きを得て会長の許可を受けるものとする。  
使用に当たっては会館使用規定を厳守し、所定の使用料を支払うものとする。但し、あくまでも町会運営に支障を来さぬことを原則とする。



- 第 2 2 条 永年勤続役職者手当及び、年間の役職者の手当・活動経費及び慶弔費等その他の各種取り決めは別途規程に定める。
- 第 2 3 条 本規約に定められていない事項で不都合が生じた場合には、役員会にて審議し適宜運用することとする。  
なお、規約改正を必要とする変更の場合には次回の総会にて承認を得るものとする。
- 第 2 4 条 令和 7 年に長尾町会70周年を迎えるにあたり、暫定的な組織として、「70周年記念行事推進委員会」を設置する。

- 附 則 本規約は、昭和 5 4 年 5 月 1 3 日から施行する。
- 本規約は、平成 5 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、平成 6 年 4 月 1 7 日に改正し、施行する。
- 本規約は、平成 7 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、平成 8 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、平成 1 1 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、平成 2 0 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、平成 2 1 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、平成 2 5 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、平成 2 7 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、平成 2 9 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、令和 3 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、令和 4 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、令和 5 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。
- 本規約は、令和 6 年 4 月 2 9 日に改正し、施行する。